

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第56号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

重度心身障害者医療費支給制度について、医療費の支給対象を拡大する等のため、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 医療費の支給対象の拡大

在宅療養を行う者の経済的な負担の軽減を図るため、健康保険法に規定する指定訪問看護を医療費の支給の対象に加えることとしました。

2 規定の整備

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の施行により障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が改正されることに伴い、規定を整備することとしました。

上記1の改正は平成24年9月1日から施行し、上記2の改正は同年4月1日から施行することとしました。

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大 作

京都市条例第56号

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市重度心身障害者医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「保険薬局」の右に「、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者」を加え、「において医療」を「から医療」に改め、同項第1号中「において医療」を「から医療」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「、療養費」の右に「、訪問看護療養費」を加え、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 訪問看護療養費が支給された場合 健康保険法第88条第4項の規定による厚生労働大臣の定め例により算定した額

第6条第1項中「で医療」を「から医療」に改める。

別表第1号中「知的障害児施設」を「障害児入所施設」に改め、同表第2号から第4号までを削り、同表第5号を同表第2号とし、同表第6号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改め、同号を同表第3号とし、同表第7号を同表第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)